

II-3-[6] 国立少年自然の家における主催事業の計画・実施に当たっての留意事項について

[昭和 58 年 10 月 19 日地方公共団体 文社青第 99 号
各国立青年の家所長あて 文部省社会教育局長]

現在、各国立少年自然の家が主催事業を計画・実施するに当たっては、「国立少年自然の家主催事業の計画・実施について」(昭和 55 年 10 月 6 日文部省社会教育局長決裁)によることとされていますが、このたびこれを廃止し、「国立少年自然の家における主催事業の計画・実施に当たっての留意事項」(別添参照)を定めました。 ついては、昭和 59 年度以降の主催事業については、本通知により計画・実施されるよう願います。

(別添)

国立少年自然の家における主催事業の計画・実施に当たっての留意事項

一. 主催事業は、年間 4 事業以上実施すること。

二. 主催事業の計画に当たっては、次の各号に掲げる事項に特別に留意すること。

(一)時代の要請にこたえる先導的な事業を開発すること。

(二)各施設のもっている施設機能を生かした特色のある事業を開発すること。

(三)例えば 1 週間以上の長期間にわたる事業の実施についても配慮すること。

(四)国立オリンピック記念青少年総合センター、各国立少年自然の家及び各国立青年の家間における連絡調整を図ること。

三. 主催事業の計画・実施に当たっては、公立少年自然の家その他の少年教育施設、教育委員会その他の関係機関及び少年団体その他の関係団体と密接な連携を図ること。